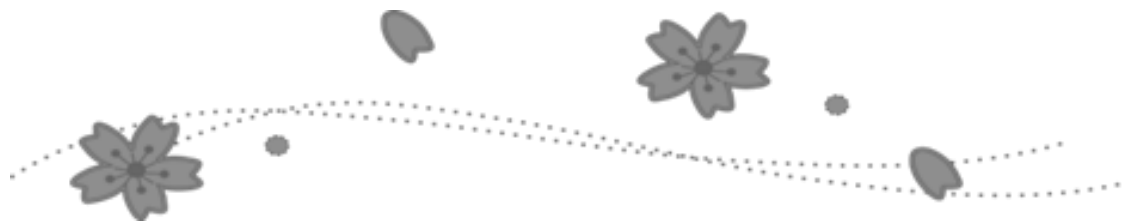


# 横浜市立大正中学校

## P T A 規約

令和5年4月24版

保存版



# 横浜市立大正中学校 PTA 規約

## 第 1 章 名称 および 事務所

第 1 条 本会は横浜市立大正中学校 P T A とし、事務所を本校におく。

## 第 2 章 目的 および 活動

第 2 条 本会は学校との緊密な連絡と聡明な協力により、生徒の心身の健全な発達とその福祉の増進をはかり、社会教育の推進力となることを目的とする。

1. 学校の教育的環境の整備充実をはかる。
2. 地区における社会教育の振興をはかる。
3. 会員相互の親睦と教養の向上をはかる。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育の振興を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は営利を目的とする事業を行わず、いかなる宗教にも偏せず、また政党に関与しない。
2. 本会は自主独立し、他の団体の支配や干渉を受けない。
3. 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
4. 本会は学区の管理や人事に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は在籍する生徒の保護者、またはこれに代わる人（以下保護者という）および本校教職員とする。

## 第 5 章 会 計

第 5 条 本会の会費およびその他の収入をもってあてる。会費は月額（1 世帯あたり）3 0 0 円とする。

ただし、事情により会長の承認を受け、免除することができる。

第 6 条 会費の変更は総会において決定する。

第 7 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 運 営 委 員

第 8 条 本会に次の運営委員をおく。

1. 会 長 1 名 保護者
2. 副会長 3 名 保護者
3. 書 記 3 名 (保護者 2 教職員 1)
4. 会 計 3 名 (保護者 2 教職員 1)
5. その他運営委員 若干名 保護者

ただし、運営委員定数については、運営委員会で協議し決定する。

第9条 運営委員の選出および任期は次の通りとする。

1. 運営委員は選考チームにより推薦されたものを、総会において承認決定する。
2. 運営委員の任期は1年とし、再選をさまたげない。欠員により補充された運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 運営委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は総会、運営委員会およびコミュニティを招集し、これを主宰する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
3. 書記は議事録を正確に記録、保管し、会の庶務にあたる。
4. 会計は本会の会計事務を掌り、総会において会計監査を経た決算を報告する。
5. その他運営委員は、会長・副会長・書記・会計とともに、会の庶務・運営にあたる。

#### 第7章 会計監査

第11条 本会に会計監査2名(保護者)をおき、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。会計監査の選出および任期は運営委員と同様とする。

#### 第8章 総会

第12条 総会は本会の最高決定機関で、定期総会と臨時総会に分ける。(紙面総会を含む)定期総会は年度の初めに開き、事業報告、決算報告、事業計画、予算を審議する。  
次年度の運営委員および会計監査は紙面総会において承認決定する。

第13条 総会は委任状を含め、会員の三分の一以上の出席により成立し、すべての議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第14条 会長は必要あれば、コミュニティの決議を経て、臨時総会を開催することができる。(紙面総会を含む)

#### 第9章 コミュニティ

第15条 本会にコミュニティをおく。

第16条 コミュニティは運営委員、校長、副校長、および学年サポーターをもって構成する。

第17条 コミュニティの任務は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案を作成する。
2. コミュニティによって立案された事業計画を審議検討する。
3. 運営委員(ただし保護者)、会計監査に欠員の生じた場合、第9条規定によらず補充する。
4. その他必要事項を審議する。

第18条 コミュニティは必要な時に、会長が招集、運営する。

第19条 学年サポーターの選出は、細則第2条の1による。

第21条 選考チームの選出は、細則第3条の1による。

## 第10章 個人情報

第22条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「大正中学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 第11章 規約改正

第23条 本会の規約は総会において、委任状を含め出席者の三分の二以上の同意により改正することができる。

## 付 則

1. 本規約は昭和46年4月23日より施行する
2. 本規約は昭和55年5月7日より改正施行する。
3. 本規約は昭和62年4月18日より改正施行する。
4. 本会の運営にあたっては、必要のある時は常任委員会において、細則を定めて施行できる。
5. 本規約は平成2年4月21日より改正施行する。
6. 本規約は平成5年4月24日より改正施行する。
7. 本規約は平成9年4月19日より改正施行する。
8. 本規約は平成13年12月11日より改正施行する。
9. 本規約は平成25年11月12日より施行する。
10. 本規約は平成27年2月5日より施行する。
11. 第9条1、第15条2・3、第21条、第22条は平成29年6月23日より施行する。
12. 本規約は令和4年5月16日より施行する。
13. 本規約は令和5年4月24日より施行する。



# 大正中学校PTA組織図

PTA会員の皆さん  
(保護者・教職員)  
**総会**

**コミュニティ**  
(学年サポーター・運営委員会)

**選考チーム**

(コミュニティより  
10名程度)

**運営委員会**

校長・副校長・教員  
PTA会長1名  
副会長3名  
書記2名  
会計2名

**学年  
サポーター**  
(各学年より  
10名程度)

会計監査



## 第1条 運営委員会

運営委員会は運営委員および校長、副校長により構成する。

## 第2条 学年サポーター

1. 次年度の学年サポーターの選出は、年度内に次の方法により選出する。

新1年生は入学後に選出する。

(1)応募用紙で募る。

(2)各学年10名程度。ただし、定数については運営委員会で協議し、決定する。

2. 学年サポーターの任務は次の通りとする。

(1)運営委員と教職員が連携し、行事運営の補佐をする。

(2)任期は1年。

## 第3条 選考チーム

1. 選考チームの選出は、次の方法により選出する。

(1)コミュニティより10名程度選出する。

2. 選考チームの任務は次の通りとする。

(1)次年度の運営委員、会計監査の候補者を公募し、選考を行い総会において推進する。

## 第5条 慶弔規定

本会の慶弔に関しては、通常本規定を適用する。

1. 会員の死亡のときは、弔慰金および生花をおくり、代表が弔意をあらわす。

2. 在籍生徒死亡のときは、弔慰金および生花をおくり、代表が弔意をあらわす。

3. 教職員の退職および転勤の場合は、記念品をおくる。

4. 本規定に該当しない事項については、運営委員会にて決議する。

## 付 則

1. この細則は昭和46年4月23日より施行する
2. この細則は昭和55年5月21日より施行する。
3. この細則は昭和60年4月27日より施行する。
4. この細則は昭和63年4月18日より施行する。
5. この細則は平成2年4月21日より施行する。
6. この細則は平成5年4月24日より施行する。
7. この細則は平成9年4月19日より施行する。
8. この細則は平成13年12月11日より施行する。
9. この細則は平成14年3月2日より施行する。
10. この細則は平成16年3月5日より施行する。
11. この細則は平成25年1月12日より施行する。
12. 細則第2条1(1)・2(2)は平成28年4月22日より施行する。
13. 細則第2条1(2)・2(2)、第3条、第4条、第5条は平成29年6月23日より施行する。
14. この細則は令和元年12月5日に改正し、令和2年4月1日より施行する。